

## 海上自衛隊訓令第21号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、警備隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和45年9月28日

防衛庁長官 中曾根 康 弘

### 警備隊の編制に関する訓令

警備隊の編制に関する訓令（昭和34年海上自衛隊訓令第18号）の全部を改正する。

（編制）

**第1条** 警備隊は、警備隊本部（以下「本部」という。）、陸警隊、港務隊、水中処分隊、基地分遣隊、ミサイル艇隊及び警備隊の長の直轄する自衛艦をもつて編成する。ただし、本部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

2 基地分遣隊及びミサイル艇隊の編制は、別に定めるところによる。

（司令及び副長）

**第2条** 警備隊の長は、警備隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもつて充てる。

3 司令は、地方総監の指揮監督を受け、警備隊の隊務を統括する。

4 警備隊に、副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（本部）

**第3条** 本部においては、司令の行う警備隊の隊務の総括に必要な事務を行う。

（陸警隊）

**第4条** 陸警隊の長は、陸警隊長とする。

2 陸警隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

(1) 地方総監部の所在地に所在する部隊及び機関（以下「総監部等」という。）のうち海上幕僚長の指定するものの施設の警備に関すること。

(2) 総監部等の所在する地域における隊員の規律の統一に関すること。

(3) 総監部等のうち海上幕僚長の指定する部隊の施設の防火及び火気の取締りに関すること（建物の内部を除く。）。)

(4) 礼砲台の管理及び運用に関すること（横須賀警備隊の部隊に限る。）。)

（港務隊）

**第5条** 港務隊の長は、港務隊長とする。

2 港務隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

- (1) 港湾施設の運用に関すること。
- (2) 艦船のびょう地の指定に関すること。
- (3) 艦船に対する便宜供与に関すること。
- (4) 支援船（水中処分隊に配属されるものを除く。）の管理及び運用に関すること。
- (5) 港湾及び水路の安全確保に関すること。

（水中処分隊）

**第6条** 水中処分隊の長は、水中処分隊長とする。

2 水中処分隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

- (1) 機雷その他の海上における危険物の探知及び処分に関すること。
- (2) 水中器材の調査に関すること。
- (3) 水中処分隊に配属される支援船の管理及び運用に関すること。

（分隊）

**第7条** 司令は、警備隊の隊員（基地分遣隊及びミサイル艇隊の隊員並びに司令の直轄する自衛艦に乗組みを命ぜられた隊員を除く。）をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。

（委任規定）

**第8条** この訓令に定めるもののほか、警備隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

**附 則**（抄）

1 この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

2 基地警防隊の編制に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第10号）は、廃止する。

**附 則**（昭和47年1月27日海上自衛隊訓令第1号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第14条）

この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年12月26日海上自衛隊訓令第22号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第7条）

この訓令は、昭和52年12月27日から施行する。

**附 則**（昭和53年1月30日海上自衛隊訓令第5号防衛庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第7条）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

**附 則**（昭和56年7月10日海上自衛隊訓令第37号）

この訓令は、昭和56年7月15日から施行する。

**附 則**（昭和62年6月29日海上自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

**附 則**（平成3年9月26日海上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、平成3年10月4日から施行する。

**附 則**（平成5年3月19日海上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、平成5年3月31日から施行する。

**附 則**（平成6年12月9日海上自衛隊訓令第35号）

この訓令は、平成6年12月19日から施行する。

**附 則**（平成9年4月1日海上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月20日海上自衛隊訓令第28号）

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。

**附 則**（平成18年3月30日海上自衛隊訓令第28号）

この訓令は、平成18年4月3日から施行する。

**附 則**（平成23年4月1日防衛省訓令第16号防衛大学校学生及び防衛医  
科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓  
令第63条）（抄）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月23日防衛省訓令第10号防衛省職員給与細則等の  
一部を改正する訓令第8条）

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。